

教職員各位

総務部 ICT 推進課 ICT 推進担当
総務部総務課庶務担当

クラウドサービス(※)における個人情報の取扱いについて (通知)

個人の権利利益の保護と個人情報の有効活用のバランスを取るため国の個人情報保護法も 3 年ごとに見直され、直近では令和 5 年に改正法が施行されました。市の条例も改正され、例えば Microsoft365 などのクラウドサービス上に個人情報を保存する場合の手続きが簡素化されるなどの変更も行われています。

そこで、個人情報を適正に扱いつつクラウドサービスを利活用するための本学の基本的な考え方をあらためて整理したので通知します。本通知をよく読み、クラウドサービスの利用検討にあたっては、個人情報の安全管理を適切に施しているクラウドサービスを選択してください。不明点のある場合やご相談は、下記 ICT 推進担当までお問い合わせください。

1 クラウドサービスの利用に伴う個人情報の提供に関する考え方と諸手続き・運用 **別紙1**参照 **クラウドサービス上に保存するデータに個人情報が含まれる場合には必ずご確認ください**

(1) 個人情報の提供の考え方と対応

個人情報を含むデータのクラウドサービスへの保存は、クラウドサービス事業者への個人情報の提供に該当する場合とそうでない場合があります。提供に該当する条件と条件に応じた諸手続き・運用を別紙 1 に整理しました。利用するクラウドサービスに応じて条件を確認し、適切に対応してください。

なお、対象のクラウドサービスに保存等するデータが個人情報を含まない、あるいは、対象のクラウドサービスが数値等の解析・演算のみを提供するなど個人情報を一切扱わない場合は本通知の対象外です。

2 クラウドサービス上への個人情報の保存に関する本学の基本的な考え方 **別紙2**参照 **患者、学生、教職員などの要配慮個人情報を取り扱う場合は必ず必ずご確認ください**

本学では個人情報の持ち出しを原則禁止としています。クラウドサービスを利用する場合における個人情報の保存と持ち出しに関する基本ポリシーを要配慮個人情報の有無に応じて別紙 2 のとおり整理しました。基本ポリシーを遵守して業務にあたってください。

3 その他

(1) 本通知は個人情報をクラウドサービス上で取り扱う際の諸手続きや基本ルールについて記載したものです。個別・具体の事例において、対象となる情報を実際に特定のクラウドサービスで保存、取扱いしてよいか否かの判断は、その情報の性質や規模に応じて、事務を行う所管で判断をお願いします。

(2) 有償・無償に関わらず、本学として契約をしていないサービスや、契約があっても有事の際にログの確認や調査ができないクラウドサービスについては、利用は許可できません。

(3) 原則として、大学が提供するクラウドサービス (Microsoft365 など) を利用してください。また、Microsoft365 以外のクラウドサービスの利用を希望する場合、ログの確認・調査の可否については所管で確認を行ってください。

(4) 急速に普及するクラウドサービス上の AI の利活用の可否にあたっては、本通知内容以外にも著作権の扱い等、複合的な判断が必要です。こちらについては別途、ICT 推進担当にご相談ください。

※クラウドサービス：Microsoft365 (OneDrive、Teams、Forms) や Google Workspace、Dropbox、BOX、Slack、LINE、iCloud、Zoom などインターネットを介して利用するシステム全般のことを指します。利用開始を検討しているものがクラウドサービスに該当するか不明な場合は ICT にお問合せください。

※個人情報：氏名、生年月日、住所、顔写真をはじめとする画像など、特定の個人を識別できる情報です。メールアドレスや身体の一部の特徴を電子処理のために変換した情報、マイナンバー・保険者番号などの利用者ごとに割り振られる符号も個人情報です。(詳しくは：[「個人情報保護法」政府広報オンライン](#))

1 クラウドサービスの利用にあたって、次の条件をひとつでも満たさない場合は、個人情報をクラウドサービス事業者に提供したとみなされます。条件を満たす場合とそうでない場合とで対応が異なりますので、条件の確認結果にあわせた対応をお願いします。

【条件】

- ① クラウドサービス事業者の規約等により、事業者が保存された情報にアクセスできない、あるいはアクセスしないことが担保されている。
- ② 上記の①を事業者を確認し、アクセスできないあるいはしないと回答を得ている。
- ③ 保存した情報への適切なアクセス権を設定できる。（当該クラウドサービス事業者がクラウド上に保存された情報にアクセスできない設定となっていること）

（1）条件①～③をすべて満たす場合

個人情報をクラウドサービス事業者に提供したことはなりません。個人情報の提供にかかる本人同意は不要です。ただし、下表の手続き・運用が求められるので遵守してください。なお、表の「外国」とは（4）のイに該当する国です。

追加で確認すべきこと	横浜市への報告	運用上必要となること
事業者 及び サーバが、 <u>国内</u>	なし	・なし ※ただし、取り扱う情報の性質・規模に応じた、漏えい・滅失・毀損などの防止策が確保されているサービスを選定してください（安全管理措置）。
事業者 又は サーバが、 <u>外国</u>		・ <u>外的環境の把握</u> ☞安全管理措置の一環として必要です。具体的な内容は（4）のウを確認してください。

（2）条件①～③をひとつでも満たさない場合

個人情報をクラウドサービス事業者に提供したとみなされます。まず、この提供が個人情報の第三者提供の例外（（4）のエ）に該当するかどうかを確認し、例外に該当しない場合は、下表の対応をしてください。第三者提供の例外に該当する場合は、特別な対応は不要です。

追加で確認すべきこと	横浜市への報告	運用上必要となること
事業者 及び サーバが、 <u>国内</u>	個人情報保護審議会に委託に関する報告	・ <u>クラウドサービス事業者と委託契約を結び監督する</u> ☞監督するにあたっての必要事項は（4）のオを確認してください。
事業者 又は サーバが、 <u>外国</u>	☞契約の有無にかかわらず、必ず委託とみなし、この報告が必要となります。 市への報告等の詳細は（5）を確認してください。	次の対応をすべて行ってください。 ・ <u>クラウドサービス事業者と委託契約を結び監督する</u> ・ <u>外的環境の把握</u> ・「 <u>外国に提供することへの本人同意及び情報提供</u> 」 又は 「 <u>基準適合体制の整備・継続実施及び情報提供</u> 」 ☞具体的な内容はそれぞれ（4）のカ及びキを確認してください。

（3）具体的なクラウドサービスについて

ア 前項の【条件】①～③をすべて満たすことが確認されている全学向けクラウドサービスは以下のとおりです。以下のサービスについては要配慮個人情報を除き、データ保存の可否についてあらためて考慮する必要はありません。

< 【条件】①～③を満たすことが確認されているクラウドサービス >

- ・ Microsoft365 (OneDrive、Teams、Forms)
- ・ Zoom
- ・ BOX (Y-NEXT 臨床研究プロジェクトにおける ICT 推進課管理テナントでの利用)

イ 前項の【条件】①～③を満たすかどうか不明な主たるクラウドサービスを参考に記載します。参考例をはじめ、前項のア.に掲げた以外のクラウドサービスは契約条件等により【条件】が満たされるかどうか異なりますので、契約の所管課において本通知が求める確認を速やかに行ってください。

【条件】①～③を満たすことが確認できていないクラウドサービスを利用している場合で、必要な手続き・対応が困難な場合は Microsoft365 への移行を行う等の対応をお願いします。

なお、研究・業務目的で他の機関からクラウドサービスの利用権限を提供され個人情報を保存等している場合は、当該クラウドサービスを契約している他の機関がサービス利用の是非を確認しているものとします。

< 【条件】①～③を満たすかどうかの確認が必要なクラウドサービスの例 >

- ・ Google Workspace、Dropbox、Slack、LINE、iCloud

（4）詳細補足・用語・定義など

ア 大学で包括契約している Microsoft365 については、冒頭の提供に関する条件をすべて満たすことを確認しています。OneDrive、Teams、Forms 等のサービスを本学教職員が直接的に利用し、個人情報を含む書き込みやファイルを保存したとしても個人情報の提供に該当しません。したがって、特別な対応は不要です。ただし、本学以外の事業者等が本学の Microsoft365 を利用する、または本学の Microsoft365 を外部システムと連携させるなど、本学以外の事業者等が個人情報を取り扱う事務を行う場合は、その契約内容により、提供に該当するかどうかを判断する必要があるので注意してください。

イ ここで外国とは EEA 加盟国又は英国以外の国とします。日本以外の国であっても EEA 加盟国又は英国については国内と扱ってください。

ウ 外的環境の把握とは、クラウドサービス提供事業者が所在する外国の名称及びサーバが所在する外国の名称を明らかにし、当該外国の制度等を把握した上で講じた措置の内容を本人の知り得る状態に置くことをいいます。

エ 個人情報保護法では次の例外を除き、本人同意を得ない第三者提供は禁止されています。このため、基本的には本人同意を取得してください。また、◎の場合は、横浜市の個人情報保護審議会に原則として事前の報告が必要となります。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ・ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす

おそれがあるとき。

◎当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

◎当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

◎当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

オ クラウドサービス事業者を監督するにあたり、少なくとも以下の事項を確認・実施してください。

- ・クラウドサービス上で扱われる個人情報の内容・規模を考慮した上で、どのような目的で取り扱われているかが明らかになっているか。
- ・個人情報の漏えい等の防止策や目的以外での利用禁止が明らかになっているか。
- ・漏えい等が発生した場合の責任が明確になっているか。
- ・クラウドサービス事業者を監督・監査し、有事の際の報告徴収に関する権限を持てるか。
- ・定期的上記の事項が遵守されているか、変更がないか等を確認できるか。

カ 本人の同意を取得して外国にある第三者に個人情報を提供する場合、あらかじめ本人に以下の情報を提供することが必要です。

- ・当該外国の名称
- ・適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
- ・当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

キ 基準適合体制の整備・継続実施及び情報提供とは以下の3点を確認・実施することです。

- ・法16条～40条までの規定に相当する措置が確保され、実施されていること。
- ・上記の相当措置の実施状況と、相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度を適宜確認するとともに、相当措置の確保・実施に支障が生じた場合は、別途必要かつ適切な措置を講じるか、困難な場合は個人情報の提供を停止すること。
- ・上記までの事項に関する具体的な内容について、本人の求めに応じて情報提供すること。

(5) 個人情報を取り扱う事務を行う場合は、個人情報の収集を開始する前にその事務の単位ごとに市の個人情報保護審議会に事務開始の届出、取り扱う個人情報の件数等により個人情報ファイル簿の作成及び届出を行う必要があります。加えて、委託業者等が本学の個人情報を取り扱う場合は、委託契約のたびに委託に関する報告を行う必要があります。届出等の手続きの詳細は以下を確認して行ってください。

＜個人情報を取り扱う事務の委託報告手続き＞

八景キャンパス総務課庶務担当へご相談ください。

（委託契約の場合）

<http://ycu-net.yokohama-cu.ac.jp/scripts/cbgrn/grn.exe/cabinet/index?hid=372&sp=0>

＜事務開始届・個人情報ファイル簿について＞

<http://ycu-net.yokohama-cu.ac.jp/scripts/cbgrn/grn.exe/cabinet/index?hid=66&sf=0&sp=0>

＜個人情報保護関連の手続き＞

<http://ycu-net.yokohama-cu.ac.jp/scripts/cbgrn/grn.exe/cabinet/index?sp=0&hid=53>

＜横浜市個人情報の保護に関する条例の解釈・運用の手引＞

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/joreikisoku/jorei.files/0053_20230403.pdf

1 要配慮個人情報（※1）を含まない個人情報の保存と持出しに関する考え方

- ① 本学が契約するクラウドサービス上に個人情報を含むファイルを保存することを個人情報の持ち出しとはみなしません。（※2）
- ② 自宅や外勤先など、学外ネットワークからクラウドサービスに直接アクセスしてデータを閲覧・編集・ダウンロードすることは持ち出しに該当するため、原則禁止とします。業務上やむを得ずこのような運用をする場合は、各職場の個人情報適正管理マニュアルに従ってください。（※3）

※1 要配慮個人情報（個人情報保護法2条3項）とは、不当な差別・偏見・その他の不利益が生じないよう、取扱いに特に配慮を要する個人情報です。例えば、人種、病歴、健康診断の結果を含む情報などです。（学生の成績情報は要配慮個人情報には該当しません。）

※2 個人情報を含むファイルに適切なアクセス権限を付与することを前提とします。

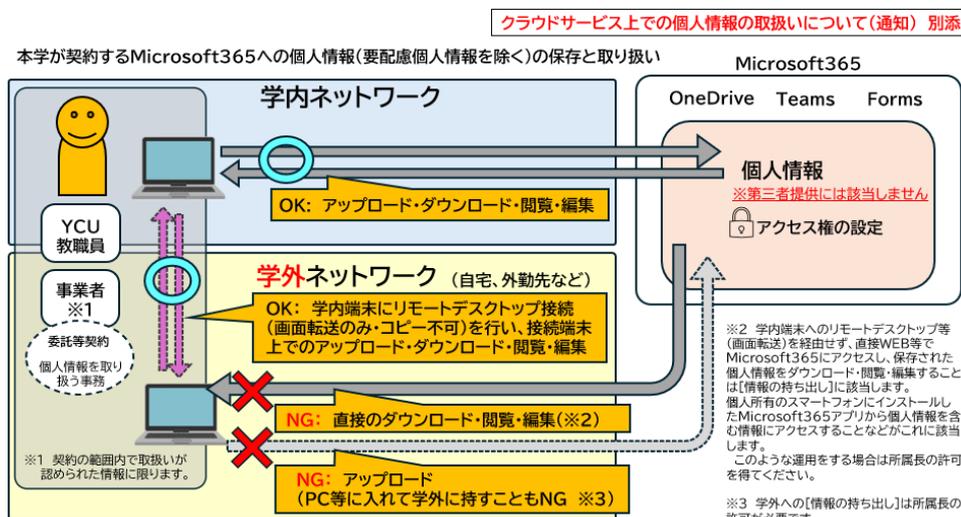
※3 持ち出しについての実運用上の諸注意については以下をご確認ください。

- (1) 教職員が自宅や外勤先などの学外ネットワークでスマートフォンやPCからメール等にアクセスする場合は、個人情報保護責任者の許可が必要です。
- (2) 教職員が外部宛のメールに個人情報を添付して送る場合、第三者提供にあたる可能性があるため、個人情報保護責任者への確認や個人情報保護審議会への報告など必要な手続きを行ってください。
- (3) 教職員による在宅型テレワークについては、職場PCにリモートデスクトップ接続して業務を行う場合に限り、個人情報を取扱う事務が認められています。リモートデスクトップ接続により、職場PCを経由して本学が契約するクラウドサービス上に保存された個人情報を含むファイルにアクセスすることは持ち出しには該当しません。

（参考）YCU-net>人事課>在宅型テレワーク制度>在宅型テレワークマニュアル

- (4) クラウドサービスのデスクトップアプリをクラウドストレージと同期して利用しており、そのアプリの入った端末にファイルの実体が保存されている場合、この端末を学外に持ち出すことはデータの持ち出しに該当します。一方、アプリ側（端末側）のファイルが実体を持たず、クラウド上のファイルへのショートカットであれば、端末を持ち出すことはデータの持ち出しには該当しません。
- (5) 教職員の行う研究において発生するデータの取扱いについては、当該研究の研究計画書の条件に従ってください。

※4 本項については下記イメージ図をあわせて確認してください。



2 要配慮個人情報を含む個人情報の保存と持出しに関する考え方

- ① 要配慮個人情報を含む個人情報については、本学が契約するクラウドサービス上であっても、個人情報を含むファイルを保存することを原則禁止とします（※5）。
- ② マスキング等の加工を要配慮個人情報に施したとしても、（突合表などを用いて）容易に元の情報に戻ることができる場合（いわゆる仮名加工情報（※6））はそのまま要配慮個人情報としての取扱いが必要なため、この場合もクラウドサービス上で扱うことを原則禁止とします。
- ③ ただし、要配慮個人情報をクラウドサービス上で扱うことが求められる個別・具体の事例が発生した場合には、当該事務の所管をはじめ複数の関連部署でその必要性、安全性を検討・判断した上で実施してください。

※5 既に適正な手続き・審議・届け出等を経て実施や運用が認められている業務については、引き続きクラウドサービス上での要配慮個人情報を含む個人情報の取扱いをするにあたり、上記の事項を再確認してください。

※6 仮名加工情報とは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように加工した個人に関する情報です。しかし、仮名加工情報を作成した者においては、作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報の作成に係る削除情報などを保有していると考えられることから原則として「個人情報」に該当します。これに対し、当該個人情報を復元することができないように加工した情報を匿名加工情報と言い、これは「個人情報」には該当しません。